

全国健康保険協会千葉支部第70回評議会

(平成27年4月23日開催)資料

平成27年度 千葉支部事業計画

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン(第2期)及び(第3期【仮称】)」に基づき、千葉支部の医療費や健診データを分析し、千葉支部の実情を踏まえた上で、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下の取組みについて、更に強化・充実を図る。また、千葉支部で策定した「データヘルス計画」について、初年度に実施することとされている具体的な事項を確実に実施する。

- ・ 医療に関する情報の収集と分析
- ・ 医療に関する情報の加入者への提供
- ・ 県・市町村など関係方面への積極的な発言
- ・ 他の保険者等との連携や共同事業の実施
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進
- ・ 保健事業の効果的な推進
- ・ 禁煙事業の推進 等

また、県・市町村の医療政策関係部局の各種協議会に参加するなど、医療政策等の立案に積極的に参加し協会けんぽが収集・分析したデータの活用に努め、県・市町村との間で情報分析、保健事業等における連携事業を推進する。

(2) 千葉支部評議会の一層の活性化

支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自律の運営を図る。

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査強化を図る。また、支部で策定した「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)の目標を全国平均プラス1%以上とし、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担軽減効果額を通知するサービスによる効果をさらに着実なものになるよう加入者等への適切な広報を実施する。また、千葉支部の実情に応じて医療機関・調剤薬局等の関係機関への働きかけを実施し、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるようにわかりやすい広報を推進するとともに、健康保険委員等への研修会等において、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。

(5) 地域医療への関与

地域医療ビジョンの協議の場等に医療保険者の関与が法定化されたことを踏まえ、地域医療のあり方に対して必要な意見発信を行う。

(6) 加入者・事業主に響く広報の推進

ホームページの充実

業務・システム刷新による「申請書・届出書作成支援サービス」等の新機能を広報し、加入者・事業主の利便性が向上するようホームページを充実させる。

メールマガジンの配信

毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。また、メールマガジンがより多くの加入者・事業主の方々にお届けできるよう、各種広報を通じて、新規登録件数100件を目標とする。

県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進

保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事掲載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。また、県・市町村等の開催するイベント等に参画し、協会けんぽの認知度を高める。

各種郵送物への広報チラシの同封

納入告知書(日本年金機構で発送)に同封する広報チラシを活用しタイムリーに情報を提供する。また、生活習慣病予防健診や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。

健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行

健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』を年4回発行し、健康保険委員への情報提供を充実させる。

(7) 的確な財政運営

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し、関係方面へ発信していく。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

加入者のご意見の分析、お客様満足度調査の分析

窓口や電話における加入者の方々のご意見については真摯に受け止め、分析を行い、支部内の創意工夫を活かしたサービス改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の内容から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部内の改善活動に結び付ける。

サービススタンダードの達成

傷病手当金等の保険給付については、不正が疑われる案件等を除き、『申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内』とするサービススタンダードを100%達成するため、事務処理の流れの透明化を図り、より効率的な事務処理体制を構築する。

健康保険委員の委嘱の推進

健康保険委員の委嘱者数の目標を1,000名として拡大を図るとともに、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進を図る。

(2) 限度額適用認定証の利用促進及び高額療養費制度の周知

納入告知書に同封する広報チラシ等を活用して、限度額適用認定証を広報して利用を促進する。また、高額療養費未請求者に対するお知らせ案内の中に、高額療養費パンフレットを同封して制度を周知させる。

(3) 窓口サービスの展開

加入者本位の理念に基づく窓口サービスの展開

窓口業務に携わる契約職員や委託社労士向けの受付フローチャートを作成配布して、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念をより一層徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。

窓口体制の見直し

届書の郵送率の向上（目標：80%）を図りつつ、年金事務所窓口の来客数推移を分析して、窓口の開設日数等について再検討し、効率的な窓口サービスを展開する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。提出率を向上させるために、当該事業の重要性をより分かり易く、様々な媒体を通して周知広報し、一定規模以上の未提出事業所に対する督促も行う。

(5) 傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等に係る適正な給付業務の推進

傷病手当金・出産手当金

- ・不正請求の疑いがもたれる事案（例えば、標準報酬が著しく高額に改定された後に、請求がなされる等）については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査を積極的に実施する等必要な調査を実施し支給の可否を決定する。
- ・資格取得から傷病手当金及び出産手当金請求までの期間が短い（3か月以内）申請者については、雇用契約書や雇用保険被保険者証の写しを添付していただき、逆選択でないことを確認する。
- ・審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。

柔道整復療養費等

- ・柔整審査委員会における審査委員に整形外科医を2名委嘱し審査委員会において厳格な審査をし、給付の適正化を促進する。
- ・柔道整復療養費（接骨院）について、多部位施術や施術日数が多い申請書等を抽出して、加入者へ照会を行い、明らかに不自然な請求については、柔整審査会や厚生局に情報提供する。加入者へ照会を行う際には、正しい柔道整復のかかり方のチラシを同封し、適正な受診への啓発を図る。

海外療養費

- ・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施し、下記の効果額目標の達成を目指す。

【達成目標】

全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし達成を目指す。

《具体的な取り組み》

- ・自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
 - ・点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を強化する。
 - ・全国の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。
 - ・支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義がある原審事例の解消に努める。
 - ・支部内の内容点検を充実させること、業者のノウハウを活用して点検員のスキルを向上させること等を目的として内容点検の一部外部委託を実施する。
- (7) 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化
- ・納入告知書に同封する広報チラシ等により、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
 - ・資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。
 - ・未回収者リストにより、催告状送付・被保険者（必要に応じて事業所）への電話勧奨及び訪問を実施し、早期回収に努める。
 - ・日本年金機構で実施する一次催告（ハガキ）を封書に変更依頼し、支部作成のチラシと返信用封筒を同封して保険証の早期回収を図る。
- (8) 積極的な債権管理回収業務の推進
- ・前年度を上回る回収率を目標として、文書催告・電話勧奨・訪問勧奨等を確実に実施し、早期回収を図る。
 - ・法的手続き（支払督促等）を積極的に推進する。
 - ・弁護士と契約を結び、弁護士名での納付催告等を実施し、早期回収に努める。
- (9) 日本年金機構との連絡調整等
- 定期的に日本年金機構と連絡調整会議を開催し、日本年金機構との緊密な連携を図り、加入者・事業主の方々へのサービスを向上させる。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

データヘルス計画の実施初年度として、計画した各種事業を確実に実施する。また、自治体や他の保険者等の関係団体と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を効果的に展開していく。

(2) 健診の推進

< 被保険者の健診 >

受診しやすい環境整備の取組

- ・新規生活習慣病予防健診実施機関の拡充
- ・健診機関の少ない地域における検診車の有効活用

生活習慣病予防健診実施機関との連絡調整

- ・目標健診実施数を達成できるよう進捗管理を実施

未受診者対策として、年度途中で未受診者にDMによる受診勧奨を実施
事業者健診データ取得向上

- ・外部委託による事業者健診データの取得

< 被扶養者の健診 >

主治医から健診受診の勧奨を促していただくよう、千葉県医師会へ受診勧奨依頼
受診券を被保険者の住所へ直接送付

集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診のDM送付

集団健診の実施がない地区における環境整備の取組

- ・オプション健診を追加した協会けんぽ主催の集団健診の実施
- ・市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施

ア) 被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 273,405人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率: 54.9%
(実施見込者数: 150,047人)
- ・事業者健診データ 取得率: 5.4%
(取得見込者数: 14,640人)

イ) 被扶養者(40歳以上)(受診対象者数: 88,255人)

- ・特定健康診査 実施率: 20.9%
(実施見込者数: 18,421人)

(3) 保健指導の推進

関係機関へ働きかけ契約保健師等のマンパワー確保

保健指導の外部委託実施機関の拡充

事業所訪問による保健指導の勧奨

- ・事業所診断ツールを用いた事業所の月平均医療費や生活習慣病リスク保有率の資料を提示し、健康づくりや医療費に対する認識を高めるような働きかけを実施

ア) 被保険者（実施対象者数：35,408人）

- ・特定保健指導実施率：13.4%（実施見込者数：4,748人）
（内訳）協会保健師実施分 8.0%（実施見込者数：2,849人）
アウトソーシング分 5.4%（実施見込者数：1,899人）

イ) 被扶養者（実施対象者数：1,916人）

- ・特定保健指導実施率：3.0%（実施見込者数：58人）

【合計】* 特定保健指導 実施対象者数 37,324人
実施率 12.9%（実施見込者数 4,806人）

(4) 各種事業の展開

禁煙プロジェクトを継続して実施し、受動喫煙の防止・個人の禁煙・事業所の取組等について啓発していく。（地域イベント等への参加、事業所に訪問して呼気一酸化炭素濃度測定。）

ウォーキングによる健康づくり事業を推進し、健康づくりの意識醸成を図る。健診結果をわかりやすく視覚化・数値化するオーダーメイド的な生活習慣改善シートを活用し、健康意識の醸成を図る。

健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者に対し医療機関の受診勧奨を行うとともに、重症の方へは二次勧奨を行うことで重症化予防を図る。関係団体と連携し、食育の普及啓発活動を行っていく。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

新しい業務・システムの着実な定着を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

部内の各グループの連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。

人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

協会のミッションや目標を徹底し、職員全体で共有化していく。
職員の意識改革を推進し、創意工夫に富んだ組織風土・文化を定着させる。

(3) 人材育成の推進

支部全体に関わる事業等については、随時、支部内研修を実施して一体感を持って事業運営に取り組む。

レセプト点検・保健事業等のスキルを向上させるため、研修を充実させる。

本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。

(4) 業務改革の推進

定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、医療費適正化対策、企画立案業務等の重点化を進める。

(5) 経費の節減等の徹底

職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。

調達結果を公表し透明性を確保する。

(6) 事故防止の徹底

コンプライアンスや個人情報保護を徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。

現金給付処理にかかるチェックリストを活用することにより、事務処理誤り防止を徹底する。

【千葉支部事業運営における数値目標等】

	項番	協会けんぽ事業指標	25年度末実績	26年度末目標	26年度上期実績	進捗率or全国順位		26年度末見込	今までの具体的取組み
企画 総務 G	0	健康保険委員委嘱者数	692 (47位) 人	1,000 人	838 人	47.4%	46 位	1,137 人	・年金委員委嘱者に文書、電話勧奨
	1	メールマガジン登録件数	1481 (15位) 人	2,000 人	1,506 人	4.8%	17 位	1,788 人	・健保委員応募申込書に承諾欄設定 ・納入告知書に応募用紙同封
	2	ジェネリック医薬品使用率 (数量ベース)	33.5 (24位) %	全国平均以上	【平成26年8月】 36.4%(千葉支部) 36.5%(全国平均)	22位 新指標では全国平均を0.1% 上回っている		全国平均並み	・毎年2回、軽減通知発送 ・新規保険証発送時にシール同封
保健 G	3	生活習慣病受診者数	127,461 人	139,728 人	75,671 人	54.2%		140,497 人	・新規健診機関の募集 ・生活習慣病予防健診実施機関へ受診勧奨委託 (17機関) ・健診実施機関に対し、実地調査時に受診率向上のための指導を実施 ・広報“けんぽだより”にて、健診勧奨(4月・10月)
	4	生活習慣病受診率	46.9 (29位) %	54.5 %	27.1 %	49.7%		50.4 %	
	5	事業者健診取得数	10,036 人	12,515 人	7,560 人	60.4%		18,000 人	・事業者健診業務を委託、同意書未提出事業所への電話や文書による勧奨、健診データの加工・取り込み ・全国衛生週間でも事業者健診データ提供依頼を実施(成田・香取)
	6	事業者健診取得率	3.7 (31位) %	4.9 %	2.7 %	55.1%		6.3 %	
	7	特定健康診査受診者数	15,793 人	20,162 人	8,019 人	39.8%		16,909 人	・集団健診のダイレクトメール送付による受診勧奨
	8	特定健康診査受診率	17.7 (25位) %	23.7 %	9.4 %	39.7%		18.7 %	
	9	被保険者特定保健指導実施者数	4,172 人	4,311 人	2,141 人	49.7%		4,316 人	・事業所を訪問しての保健指導勧奨を実施 ・保健師研修会にて保健指導スキルアップを図る ・特定保健指導利用券送付
	10	被保険者特定保健指導実施率	14.1 (28位) %	13.3 %	6.6 %	49.6%		13.4 %	
	11	被扶養者特定保健指導実施者数	49 人	42 人	10 人	23.8%		53 人	
	12	被扶養者特定保健指導実施率	2.4 (21位) %	2.2 %	0.5 %	22.7%		3.0 %	
業務 G	13	サービススタンダード達成率	100 %	100 %	100 %	-		100 %	・処理漏れの無いように毎日状況を把握
	14	債権収納率	54.0 (37位) %	58.6 %	29.5 %	50.3%		47.0 %	・電話・文書・訪問による催告
	15	保険証の交付	2営業日以内	2営業日以内	2営業日以内	-		2営業日以内	
レセ プト G	16	診療内容等査定効果額(被保険者1人当たり効果額)	237 (27位) 円	249 円	90 円	36.1%	39 位	209 円	・システムを活用した点検(自動点検等)の実施 ・月2回の勉強会や外部講師による点検研修で点検員のスキルアップを図る ・定期的に点検員との面談を実施 ・支払基金との打合せ会を毎月開催
	17	診療内容等査定金額(10割分)	103,887,690 円	109,082,075 円	40,835,050 円	37.4%	-	95,706,890 円	
	18	再審査請求件数	39,622 件	41,603 件	23,148 件	55.6%	-	51,060 件	